

## 意見・提案シート

- ◆子ども・子育て会議への検討内容についてご意見・ご提案がありましたら、以下にご記入の上、子育て支援課にご提出ください。次回開催の10日前に届いたものは、子ども・子育て会議で資料として配付します。

外国につながる子どもについて、今回の素案を読み大変残念に思いました。

第5章 第2節「3(4)外国につながる子どもへの支援」(p8)の文には、「小金井市においても、海外から帰国した子どもや外国籍の子どもが増えることが想定されます」と書いてあります。これは、小金井市の実態を表していると思います。私は、2016年度から子ども食堂と学習支援を続けていますが、外国につながる子ども(日本国籍であっても、一方の親が外国人である場合も含む)への支援の必要は、開始当初からありました。そして、支援の要望は増えています。

ところが、第4章「施策の展開」第2節4-3「外国籍の子どもと家庭を支援します」の「事業の取り組み内容・目標」の表(p15)の中で、「2 外国籍の幼児の教育・保育施設等の利用支援」「3 日本語指導補助員の派遣業務」の項目は、今後も現状通りのように見えます。3の日本語指導補助員の利用者が20人(令和5年)というのは、支援できている数であって支援が必要な子どもの数ではありません。日本語指導を受けたほうがよいのに受けられない子ども、また週1回の指導では足りない子どもがまだまだいます。さらに、外国につながる子どもの中には保育園・幼稚園に通っていないなかったり、不就学になったりしている子どもがいることも予想できます。この問題の根本には、外国につながる子どもの実態を把握しないまま計画を立てていることがあると思います。

外国につながる子どもの現状についてまず実態調査をして、それを計画に反映させてください。そして、外国につながる子どもの権利、特に「学ぶ権利」を保障する施策・計画を立ててください。

提出日 2024年 10月 25日

※原文のまま配布及びホームページ掲載等を行うことがあり、その際は氏名も公開対象となります。

氏名 可知めぐみ

(送付先)

小金井市子ども家庭部子育て支援課 担当：古賀

〒184-8504 小金井市本町6-6-3 連絡先：042-387-9836

FAX：042-386-2609 E-mail：s050599@koganei-shi.jp